

第63回 全日本学生選手権チーム・ロード・タイムトライアル大会 大会要項

ver20250825

- 主催 日本学生自転車競技連盟
共催 公益財団法人日本自転車競技連盟 一般社団法人埼玉県自転車競技連盟
後援 国土交通省 利根川上流域事務所 加須市 羽生市 羽生市教育委員会
協賛 公益社団法人全国競輪施行者協議会 一般社団法人日本競輪選手会 井上ゴム工業株式会社
株式会社パールイズミ 株式会社JPF
- 期 日 2025年11月6日(木) チーム監督/代表者 Zoom会議 20時より
2025年11月8日(土) 11時30分 競技開始
(立哨役員集合8:30、ゼッケン配布 / 9:30~10:00、試走開始 10:00 予定~10:30 まで)
- 会 場 埼玉県利根川上流域南側 加須市・旧おとね童謡のふる里室前発着 羽生市・昭和橋近傍折返し
- 大会主旨 本大会は、当該年度の日本学生自転車競技連盟(以下、「本連盟」という)加盟校の学校対抗形式によるチームロードレースの優勝校を決める大会とする。
- 競技種目 男子チーム・タイムトライアル・ロードレース:63.2km
- 参加資格 1. 会場入場者全員
・ 別途コミュニケーション等により発表する感染対策等の指針と現場における指示に従うこと。
2. 出場選手
・ 日本学生自転車競技連盟憲章・副則・諸規則規程を熟読熟知のうえ順守し、その主旨に賛同して本連盟事業の安全・円滑な運営に協力・寄与する者であること。
・ 受講実績として有効な期間内の座学講習会、実地研修会をエントリー提出日までに少なくともそれぞれ1回ずつ以上受講済であること。なお、本年度の座学講習会、実地研修会の日程は本連盟 HP で確認すること。また、その他アンチドーピング関係の講習受講などの要件については、以下の本連盟 HP のアドレスからサイトを確認すること。<https://jicf.info/27120/>
・ なお、アンチドーピング研修の受講実績については、JCF 登録時に求められることに加えて、日本学生自転車競技連盟としても受講実績を確認することとなったので注意のこと。
・ 当該年度に有効な(公財)日本自転車競技連盟(以下「JCF」という)またはUCI 加盟国内連盟の発行するライセンス所持者のうち、本連盟加盟校の登録選手であること。
・ 本連盟加盟校以外のチームのオープン参加を主催者判断により認める場合がある。
3. チームスタッフ
・ JCF又はUCI加盟国発行ライセンスを所持していること。
・ ただしチーム監督・代表者は競技者ライセンスのみの保有者は務めることは許容されず、コーチ、チームアテンダント、審判のいずれかのライセンスを所持している必要がある。
・ チーム監督/代表者及びチームスタッフは、所定の座学講習会とアンチドーピング講習会をエントリー提出日までに少なくともそれぞれ1回ずつ以上受講済であること。
4. 緊急時搬送同行・送迎要員
・ 大会中に選手を医療機関等に搬送する必要がある場合、チームの責任において搬送すること。救急車を要請した場合、同乗者はチームの責任において選任すること。
・ 緊急時搬送同行・送迎要員は、必ずしも競技ライセンスを必要としない。また、チーム監督/代表者、コーチ等が兼任してもよいが、競技中であっても救護活動を優先すること。
・ エントリー用紙に緊急時搬送同行・送迎要員としての氏名の登録を必須とする。
5. 供出役員(立哨役員・競技役員)
・ 参加各チームは、以下の通り役員を供出することを参加条件とする。供出役員はJCF 又は UCI 加盟国発行ライセンスを所持していること。(競技者ライセンスでも可) 但し、2名以上の場合、1名以上は審判ライセンス保持者とする。その審判ライセンスが第2級公認審判員以上の資格の場合は、審判員1名で供出役員2名分として換算することができる。審判ライセンス保持者がいない場合はもう1名追加すること。
・ 参加各チームは、公認審判員1名および立哨役員1名の合計2名、もしくは立哨役員3名の供出を参加のための必要条件とする。さらに、埼玉・東京・神奈川・山梨・千葉・茨城・群馬・栃木県が登録地であるチームは、上記の供出人数に加えてもう1名の立哨役員を供出すること。
・ 立哨役員はコース上の指定された箇所に立ち、選手と一般客・歩行者との事故防止その他の安全管理にあたる。立哨役員は審判資格を必ずしも必要としないが、自転車競技に関する経験もしくは理解があり、自転車競技のスピード感や走行特性について体得して、コースの安全管理が可能な当年3月31日時点で満18歳以上の者とする。
・ 今回の供出役員は立哨だけでなく競技役員として配置される場合がある。
・ 供出役員には、昼食を支給する(但し、交通費・宿泊費及び日当の支給は行わない)。
・ 本大会のエントリー用紙に供出予定役員の氏名・ライセンス番号等の必要事項を記入すること。
6. 供出役員の変更
・ エントリー用紙に記入した供出役員名を変更する場合は、大会開催3日前の 22 時までに当連盟事務局宛てに変更後のエントリー用紙をメールで送ること。これ以降の供出役員の変更は認めない。
・ 当日エントリー選手数が減少した場合でも、供出役員の人数は減らすことはできない。また、供出役員が当日の急な発熱等、体調不良により参加不可能な場合には代替りの者を出すこと。代替りの者を出せない場合には、実際に参加可能な供出役員数に対応する選手数に出走者数が限定される。もしくは、該当する大学・チームに対して、1名の不足につき10000円のペナルティを科す。
・ 感染症などにより一部もしくはすべての出場者が欠場するなどの場合は、至急事務局まで連絡すること。

- 参加基準** 各校1チームとし、チームは3名または4名の選手で構成し、また2名の補欠選手エントリーを認める。
- 参加申込**
1. エントリー申込
 - ・ 所定の様式（エクセル）でエントリー専用電子メールアドレス宛にて本連盟事務局まで申し込むこと。2023jicf.championship@gmail.com エクセル様式申込書式はJICFウェブサイトより入手できる。エクセル様式の到着を以て参加申込の正式受領とするが、相当するエントリー概要内容をGoogleフォームにて期限内に送付する事。<https://forms.gle/Z8h5rLVefYKCu5Du7>
 - ・ 本連盟ウェブサイトにエントリー受信者リストを公表するので、各自確認のこと。
 - ・ 大会当日受付でのライセンスチェックを行わないので、選手全員の一名分ずつのライセンスの写真画像データまたはスキャン画像データをエントリー用紙と一緒に上記アドレスへ送ること。尚、エントリー用紙のデータが重くなるので、ライセンス画像データはエントリー用紙内に挿入する事を禁ずる、別ファイルにして送ること。申請中の場合は、申請中であることを証明する書類のデータを添付すること。
 2. 参加料
 - ・ 参加料は1チームにつき30,000円とする。
 3. 申込期限および参加料納入期限
 - 10月7日（火）17時必着とする。
 4. 参加料振込先
 - 長野県労働金庫（ろうきん）諏訪湖支店 普通9687348 口座名義 日本学生自転車競技連盟
 - 送金名義人について、振込元に大会コード1108と、XXダイガク等、必ずチーム名を記入すること。銀行振込以外の支払方法は認めない。大会毎に送金口座が異なるので注意すること。
 5. 返金
 - ・ 一旦入金された参加料は原則として返金しない。但し、本大会の開催を当連盟が中止した場合には、大会開催に要した費用を差し引いた金額を銀行振込で返金するので、返金用の銀行口座をエントリー用紙に記入すること。
 - ・ 当日の体調不良により参加不可の判断を下された場合には参加料は返却しない。
 6. 欠場
 - ・ 本大会における欠場については理由を問わず（怪我等の正当事由がない場合でも）ペナルティを科さないこととする。ただし、受付開始時刻以前に事務局まで電子メール（jicf@remus.dti.ne.jp）および電話（学連携帯090-2207-2369）で欠場の連絡をすること。
 7. 誓約
 - ・ 申込み手続きを以て本要項記載の誓約書に同意したものとみなす。
- 会場入場**
1. チームスタッフの登録
 - ・ 選手1名につきスタッフ2名を上限（飲食料の補給スタッフを含む）として会場への入場を許可する。
 - ・ 監督とコーチはスタッフの合計人数に含まれる。但し、参加資格5.の供出役員についてはチームスタッフの合計人数に含まない。
 - ・ 選手以外のチームスタッフ全員の氏名をエントリー用紙に記入すること。氏名の記入がない場合には、会場、チームPITおよび車輪・器材交換の指定PITへの入場も許可しない。
 2. 登録スタッフの変更
 - ・ エントリー用紙に記入した来場予定のチームスタッフの氏名を変更する場合は、大会開催3日前の22時までに当連盟事務局宛てに変更後のエントリー用紙をメールで送ること。これ以降のスタッフの変更・追加は認めない。
 3. メディア関係者
 - ・ 大会開催3日前の22時までに取材申請書をメールで事務局宛て提出ください。
- 選手受付**
1. ライセンスコントロール
 - ・ ライセンスコントロールは事前にデータ上で行き、大会受付の現場では行わない。別途コミュニケ発表の受付時間内に大会受付にてゼッケンを受け取る。欠場する場合は該当する選手の氏名を大会受付まで申し出ること。
 2. 出走メンバーリスト提出
 - ・ 出走サインは行わないので、出走1時間前までに出走メンバーのリストをセクレタリまで提出すること。
 3. バイクチェック
 - ・ 参加者は、自転車・ヘルメットを持参して出走15分前までにバイク・インスペクションを受けること。
 - ・ レース終了後に上位者およびランダムサンプリングによりバイクチェックを行うことがある。器材に関する規則違反が明らかになった場合、レース終了後であっても、失格となる場合がある。
 4. 正当な理由なく前項の規定を履行できない選手は、参加することは出来ない。
- 賞典・式典**
1. 開会式・閉会式については別途発表するコミュニケにて詳細をご確認ください。表彰式については第3位以上のみ競技終了後、準備が整い次第、フィニッシュライン付近にて行う。
 2. 優勝チームに優勝杯、チャンピオンジャージ、賞状を授与する。第2位および第3位に、賞品と賞状を授与する。第4位から第8位に、賞状を授与する。
- 事故措置**
1. 競技中発生した事故等について参加者は自ら責任を負う。
 2. 主催者にて応急処置の体制は準備するが、以降は参加者の責任と費用負担にて対応のこと。
 3. 各自の責任において参加者自身の傷害保険に加入のこと。
 4. 各選手は、健康保険証を必ず持参すること。
 5. 主催者において加入している傷害保険は、死亡1000万円、入院・通院保障なしである。
- 肖像権** 本大会の大会期間中の肖像権は主催者に帰属するものとする。主催者からオンボードカメラ映像のデータ提供要請があった場合、応じること。

競技規則 JCF競技規則による他、詳細は本大会特別規則を定め適用する。
司法管轄 本大会への申込みを以て、本大会に関する一切の紛争（裁判所の調停手続きを含む）は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意したと見做す。

ドーピング検査

1. 本競技会は、日本ドーピング防止規程に基づくドーピング検査対象大会となる可能性がある。本大会参加者は大会にエントリーした時点で日本ドーピング防止規程に従い、ドーピング検査を受けることに同意したものとみなす。
2. また、大会出場時に18歳未満の競技者は、上記のドーピング検査の実施についての親権者同意書の日本アンチ・ドーピング機構（JADA）への提出が必要である。18歳未満の競技者並びにその親権者は、JADAの指定する様式をダウンロードして、必要事項を記入・署名のうえ、大会出場時に持参しなくてはならない <https://www.playtruejapan.org/jada/u18.html>
3. 本大会参加者は、本大会において行われるドーピング検査を拒否または回避した場合、検査員の指示に従わない場合、帰路の移動等個人的諸事情によりドーピング検査手続きを完了することができなかった場合等は、ドーピング防止規則違反となる可能性がある。ドーピング防止規則違反と判断された場合には、日本ドーピング防止規程に基づき制裁等を受けることになるので留意すること。
4. 前記に鑑み、すべての参加競技者は、棄権、失格となった場合であってもドーピング検査対象となる可能性があることから、参加競技者は自己の責任において、自身がドーピング検査対象として指名されているか否かを確認すること。
5. 日本ドーピング防止規程の詳細内容およびドーピング検査については、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構のウェブサイト (<http://www.playtruejapan.org>) にて確認すること。

事務局 日本学生自転車競技連盟 E-mail: jicf@remus.dti.ne.jp URL: <https://jicf.info/>
〒160-0013 東京都新宿区霞ヶ丘町4番2号 ジャパンスポーツオリムピックスクエア408
Tel 090-2207-2369 Fax 03-6804-2329

特 別 規 則

第1条（チーム監督/代表者会議）

1. 2025年11月6日（木）20時00分より、事前にリモートでチーム監督/代表者会議を行う。参加チームの監督、代表者は必ず参加すること。
2. 会議アドレスはエントリー用紙記載の記入者のE-mailアドレスに送付する。
3. 正当な理由無く無断で欠席した場合は該当する大学・チームに対して、罰金のペナルティを科す。

第2条（スタート・走行） 各チームのスタート間隔は、前年の上位8校は2分、その他は1分とする。前年度上位校から順に発走する。競技中は、原則として左側通行とする。

第3条（計時） 各チームの3番目選手がフィニッシュラインを通過したときにタイムを計時する。

第4条（食料補給） 飲食料の補給は、フィニッシュ側折返し地点の認められた場所において每周回認める。

第5条（PIT及び車輪・器材交換） コミュニケで指定する箇所のPITでのみ車輪・器材交換を認める。各チームはPITに1～2名の人員が待機することができるが、チーム同士の間隔を審判役員の指示した通りにあけること。また、前年度上位8校にはMOTO審判がつくが、担当する上位8校の各チームから車輪を1ペア、交換用器材としてMOTO車両に積載することができる。

第6条（器材）

1. 当連盟HPに掲載の「日本学生自転車競技連盟の競技大会において使用する自転車に関する規程」を順守すること。（例えば、「公道上で走行可能な装備を義務付ける。ベル、後方反射板もしくは反射テープも必須とする」など詳細は本規定を確認すること）
2. これら器材に関する条項に違反していることがスタート時に発覚した場合は、スタートは拒否される。
3. また、スタート後及びゴール後に違反していることが発覚した場合は、バイクチェックを実施したのち失格を含むペナルティの対象となることがある。

第7条（無線通信） レース中の競技者相互・競技者と監督間の無線通信を、競技運営ならびに安全性を妨げない範囲において認める。（UCI規則2.2.024条、JCF規則第28条1参照のこと）

第8条（その他） 指定された場所以外での食料の残り・包装等、あらゆる固形物の投げ捨てはコースの内・外、レース中・外を問わず固形物1点につき3,000円のペナルティを科す。

誓 約 書

日本学生自転車競技連盟 殿

下記大会参加にあたり、当チームの選手・監督・コーチ・メカニック・その他すべての自チーム員が以下のことを確認し、順守することと誓います。

- 1 UCI（国際自転車競技連合）・JCF（日本自転車競技連盟）規則を順守し、誠実かつスポーツマン精神に則りフェアな態度で自転車競技に参加すること。（UCI規則1.1.004、JCF規則第5条2.（4））
- 2 大会（競技中のみならず式典・公式練習等の付帯行事を含む）における参加者の肖像権は本連盟に帰属すること。（JCF規則第5条2.（9）準用）
- 3 規則に規定される仕事と責任に加えて、チーム監督は、スポーツ活動と競技者のチーム内の自転車スポーツ実践における社会的・人的条件の管理について責任がある。（UCI規則1.1.078）
- 4 チーム監督は絶えず組織的に、可能なときはいつでも、社会的・人的条件を改善する努力をしなければならない。そしてチームの競技者の健康と安全を守らなければならない。（UCI規則1.1.079）
- 5 チーム監督は、チームに所属する者あるいはいかなる役目であってもそのために働く者により規則が順守されることを保証しなければならない。彼は他の者の模範とならなければならない。（UCI規則1.1.080）
- 6 すべてのライセンス保持者はレースのない時でも常にきちんとした服装をし、あらゆる場合において礼儀正しいふるまいをしなければならない。すべてのライセンス保持者は、おどしや、侮辱や、下品なふるまいや、他の人を危険な状態におとしめたりしてはならない。言葉、身振りや書いたものなどで他のライセンス保持者や役員やスポンサーや連盟、UCIおよび自転車競技全般の名誉や評判を傷つけてはならない。批評の権利は、穏健に、十分な動機があり筋の通った方法でのみ行使できる。（UCI規則1.2.079）
- 7 競技者はスポーツマンとしてあたえられた機会を守らなければならない。競技者間の利害に関し、いかなる共謀や偽りや誹謗は禁止する。（UCI規則1.2.081）
- 8 競技者は最大限の注意を払って行動しなければならない。競技者が原因で発生した事故に関しては自分で責任を負わなければならない。競技者は開催国における法律を順守しなければならない。（UCI規則1.2.082）

以上

注意：大会要項は諸事情により変更される場合があるので、JICFウェブサイトを随時チェックすること。